

鎌倉市 落書き防止と消去の手引き

落書きは犯罪です！ 年間1,900万人もの観光客が訪れる鎌倉

《住む人も 訪れる人にも 心やすまるまちでありたい》鎌倉市は、先人からの貴重な歴史遺産を守り安全で快適な生活環境を次の世代に引き継ぐため、市の施設に書かれた落書きは率先して消し、落書き消去活動の支援やパトロールなど、落書きされないまちづくりに取り組んでいます。落書きは治安のバロメーターともいわれ、放置は周辺地域の治安を悪化させる原因にもなります。

書く場所をうかがう落書き犯がいる以上、落書きは直接の被害者に留まらず、誰がいつ被害にあってもおかしくない、地域全体の問題なのです。

力を合わせて落書き対策に取り組みましょう！

落書きは（器物損壊等）第二百六十一条 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、
犯罪です 三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

■ 落書きのないまちづくり・鎌倉市の取組

●落書きを見つけたら市に通報してください。鎌倉市環境部 環境保全課
電話：0467（61）3453

連携

●落書き現場を見たらすぐ警察に通報してください。110番

●落書きの通報を受けた鎌倉市環境部 環境保全課の対応 ⇒ 現場確認

- ◆鎌倉市役所の管理施設：担当部署に消去依頼の連絡をします。
- ◆関係機関 [県、警察、東京電力、NTT、公共交通機関、その他被害を受けやすい自動販売機事業者など主要施設管理者]：市が消去依頼をします。
- ◆市民等 [市民、自治会・町内会、商店会など]：市が消去依頼をします。
- ◆自治会・町内会、商店会に落書き被害個所を送付：広報を通して情報の共有化を図り関心を高め、落書き再発防止に努めます。

●鎌倉市環境部 環境保全課：後日落書き消去を確認し記録します。

■ 落書きされないための取組事例

富士見町子ども会の取組（平成15年8月 塗装して壁画作成）

交通量の多い横須賀線ガード下の壁が落書きで埋め尽くされていました。子ども会が壁画を描いてからは、落書きされなくなりました。



台新町自治会の取組（平成16年5月 専用消去剤で消去）

山崎跨線橋下の広場は子ども達の遊び場です。平成14年頃橋桁全てが落書き被害に遭いました。台新町自治会は藤沢土木等と一緒に消去し、それ以来自治会が広場入口の施錠管理をしており、良好な環境が維持されています。



落書き被害から地域を守ろう！

- ◆落書きを防ぐのは、難しいのが現状ですが、地域が積極的に取組み、決して落書きを許さない姿勢を示すことが大切です。
- ◆落書きの放置は、地域が治安対策に関心というメッセージを発信し、他の犯罪を招くこともあります。
- ◆再発防止には、見回りや夜間パトロールが効果的で、地域ぐるみで監視していることを示すことができます。
- ◆まちの清掃や花壇の手入れなどの取組も、効果があります。



■ 落書きの消去方法

① ペンキで上塗り

○ブロック塀、コンクリート塀など（水分の吸い込みが大きいザラザラした面）
⇒落書きの上に塗料を塗り消去
⇒用具：水性ペンキ、刷毛、ローラーなど



② 消去剤で拭取る

○配電盤、ガードレールなど（ツルツルした面）
⇒落書きの上に専用消去剤を塗りペンキを浮かせて拭取る
⇒用具：専用消去剤、古布、ゴーグルなど



③ はり紙をはがす

○標識、自動販売機、配電盤、街路灯など
⇒はり紙の上に専用消去剤を塗り合成接着剤を溶かしはがす
⇒用具：専用消去剤、古布、金属ヘラ、ゴーグルなど



落書き消去の留意点

- ◆作業手袋を使用、汚れてもよい服装で作業をします。
- ◆落書きされた素材に合う消し方を選びます。
- ◆作業中は事故にあわぬよう、各自注意しましょう。
- ◆専用消去剤を使う場合、目などの粘膜、皮膚につかないよう気をつけましょう。目に入った時は直ちに水で洗い医師の診断を受け、皮膚についたら石鹼で洗い流してください。

落書きのないまちづくり

■ 市と市民団体との協働事業の結果

鎌倉市地区別落書き件数（月次報告集計表）

地 区	H21年度	H22年度	H23年度
鎌 倉	262	270	215
腰 越	113	74	259
深 沢	9	13	12
大 船	95	38	165
玉 縄	21	22	28
合 計	500	417	679

（注：鎌倉市では、はり紙も落書きとみなし、件数に合算しています）

鎌倉市内の落書き事件の特徴

1. 鎌倉地区は落書きされやすい。腰越地区は平成23年度、腰越海岸擁壁とその周辺が執拗に落書きされ、件数が増えた。
2. 少数の落書き常習犯がいて、長年にわたって現在も書き続けている。
3. 鎌倉の落書きは、少数の落書き常習犯が書いたものが大半である。

- **落書き防止はみんなの力で** 落書きは犯罪です！ 地域の落書きの総量を常にゼロに維持するよう、市民・事業者・行政みんなで積極的に取組み、落書きを決して許さない姿勢と行動が犯罪を防止し、安心・安全で快適な地域環境を守ります。
- **落書きはすぐ消す・何度でも消す** 落書きの放置は、新たな落書きの呼び水になり、どんどん増えます。発見したら、速やかに消去しましょう。同じ場所に繰り返し書かれる場合でも、消し続ける姿勢を示すことが大切です。
- **落書きされたとき** 犯罪を許さないために、警察へ被害届の提出をお願いします。落書きの位置や大きさ、被害の日時を記録するために、写真を撮っておきましょう。
- **市では** 落書き消去のボランティア団体に消去剤の提供や、用具などの貸出しをするほか、相談も受付けています。

落書き防止と消去の手引き

作成 鎌倉市（平成24年10月）

問合せ先：鎌倉市 環境部 環境保全課

0467-23-3000（内線 2782）

<http://www.bika@city.kamakura.kanagawa.jp>

協力：キープ鎌倉クリーン推進会議